



国民健康保険の手続きを忘れず！

就職、退職、出生、引越し…

こんなときは**14日以内**に国保への届出が必要です

就職や退職したときに、ついつい「国保の手続きを忘れていた！」ということがあります。病気やケガはある日突然やってくるので、いざというときに安心して医療が受けられるように、国保の手続きをしましょう。

国民健康保険加入者が会社の保険に入ったとき

会社で健康保険に入ったときは、国保を脱退する届出が必要です。

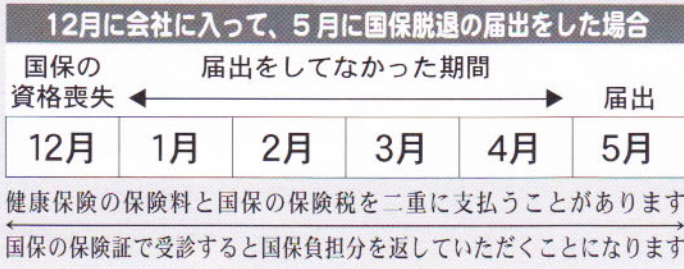
届出に必要なものは7ページの表をご覧ください。

■脱退の届出が遅れると…

資格がなくなった国保の保険証で病院にかかっていると、国保がいったん負担した

医療費を返していただくことになりません。

また、社会保険などの健康保険料と国保税を二重に納めてしまうことがあります。

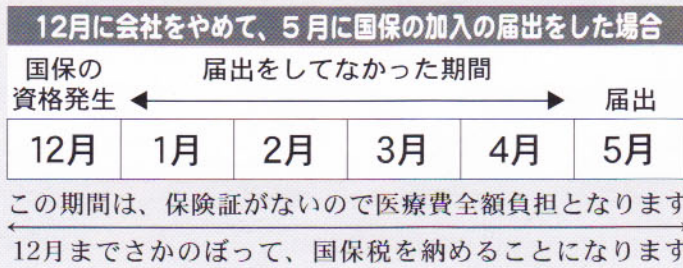


会社をやめたとき

会社をやめた場合、次のいずれかの手続きをする必要があります。

- ・再就職先の健康保険等に加入する。
 - ・他の家族の健康保険に加入する。(所得制限あり)
 - ・健康保険を任意継続する。
 - ※任意継続：健康保険の被保険者期間が2か月以上あれば引き続き2年間までその健康保険に加入することができます。
- 退職後、20日以内に全国健康保険協会に本人が手続きをするようになります。
- ・国民健康保険に加入する。

届出に必要なものは7ページの表をご覧ください。



■加入の届出が遅れると…
 最大3年さかのぼって国保税がかかります。国保税は、加入の届出が遅れても、前の健康保険がきれたときや、他の市町村から転入したときにさかのぼって納めることになります。

このようなことにならないためにも、14日以内に加入の届出をしましょう。

定年退職を迎えたとき

定年などで、長年勤めた会社を退職し、年金を受けている国保加入者とその家族は、退職者医療制度をうけることとなります。(65歳を迎えるまで)

○退職者医療制度に該当する人

- ・国保に加入している人
- ・厚生年金や共済組合などから老齢年金をうけていて、これらの年金加入期間が20年以上(もしくは40歳以降に10年以上)ある人
- ・退職者医療加入者本人の配偶者やその家族

届出に必要なものは7ページの表をご覧ください。

※定年退職後は、2年間任意継続(会社をやめたとき「参照」)もできますので、任意継続がきれた後に、国保加入の手続きをしてください。



世帯全員または一部に次のようなことがあった時には、必ず14日以内に国民健康保険係まで届出をしてください

こんなとき		届出に必要なもの
国保にはいるとき	他の市町村から転入したとき	印鑑、転出証明書(先に市民係で転入届を出してください)
	職場の健康保険等をやめたとき	印鑑、健康保険喪失証明書
	健康保険の任意継続がきれたとき	印鑑、健康保険任意継続被保険者資格喪失(予定)通知書または任意継続の保険証、最後に納めた健康保険料の領収書
	子どもが生まれたとき	印鑑、保険証、母子手帳、世帯主の銀行の通帳、出生証明書(先に市民係で出生届を出してください)
国保をやめるとき	他の市町村へ転出するとき	印鑑、保険証(先に市民係で転出届を出してください)
	職場の健康保険等に加入したとき	印鑑、保険証、職場の健康保険証(または健康保険加入証明書)
	国保の加入者が亡くなられたとき	印鑑、保険証、喪主の銀行の通帳、死亡診断書(先に市民係で死亡届を出してください)
その他	退職者医療制度の対象となったとき	印鑑、保険証または健康保険資格喪失証明書、年金証書(加入期間が記載されたもの)
	住所・氏名・世帯主が変わったとき	印鑑、保険証(先に市民係で住民票の異動届を出してください)
	世帯を分けたり、一緒になったとき	
	修学のため他の市町村に住むとき	印鑑、保険証、在学証明書(毎年必要です)
	保険証をなくしたとき	印鑑、身分を証明するもの(運転免許証など)

「健康保険加入証明書」及び「健康保険喪失証明書」は会社等で記入してもらいます。証明書の用紙は国民健康保険係の窓口にもあります。

☎市民課国民健康保険係 ☎(24)2111 内線 232・233 番

～男女共同参画社会実現に向けての現状と課題～

No.5

「育児・介護休業法」が改正されました！ ～第3回～

☎企画調整課企画係 ☎(24)2111 内線221番

最近、母親だけではなく父親が育児に積極的に関わる意識が高まってきていることから、父親が育児休業をより取得しやすいように改正されました。

④パパ・ママ育休プラス（父母ともに育児休業を取得する場合の休業可能期間の延長）

現行

父も母も、子が1歳に達するまでの1年間育児休業を取得可能

改正後

母(父)だけでなく父(母)も育児休業を取得する場合、休業可能期間が1歳2か月に達するまで(2か月分は父(母)のプラス分)に延長されます。

【取得例】 出生 8週間 1歳 1歳2か月

